

# 水田経営所得安定対策

(品目横断的経営安定対策から名称変更)

## 見直しのポイント



品目横断的経営安定対策について、生産現場から頂いた様々な御意見等を踏まえ、対策に関する誤解の解消に努めるとともに、地域の実態に即した見直しを行うことにしました。

### 1. 品目横断的経営安定対策に関する誤解の解消

※ 誤解の一因となった「品目横断」という名称は、「水田経営所得安定対策」に変更します。(3頁参照)

#### 誤解 1

野菜、果樹、畜産等で営農を行っている人も、4ha以上ないと補助金等の支援が受けられない？

水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）は、米、麦、大豆の水田農業を対象としており、**野菜、果樹、畜産等**については、**従来どおり本対策とは別の品目別の対策**が講じられ、経営面積要件もありません。

#### 誤解 2

産地づくり交付金（転作助成金）も水田経営所得安定対策に加入していないと受け取れない？

**産地づくり交付金**は、**生産調整を実施している方**であれば、水田経営所得安定対策に加入していなくても**受け取ることができます**。  
(品目横断的経営安定対策の交付金と産地づくり交付金は別の交付金です。)

	認定農業者	小規模・高齢農家(認定農業者以外)
生産調整 実施	・ 産地づくり交付金は支払われる。○	・ 産地づくり交付金は支払われる。○
生産調整 非実施	・ 産地づくり交付金は支払われない。✕	・ 産地づくり交付金は支払われない。✕

※・産地づくり交付金の使途・単価は、各地域の水田農業推進協議会で決めることとなっています。  
・小規模・高齢農家であっても、集落営農に参加すれば水田経営所得安定対策にも加入できます。  
・生産調整非実施者は、認定農業者になれません。

## 2. 水田経営所得安定対策の見直しの内容

### 加入者の拡大に向けた面積要件の見直し（市町村特認制度の創設）

面積要件の原則や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で水田経営所得安定対策に加入できるようになります。

#### 市町村特認制度

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

※ 集落営農組織は、法人化計画の作成、共同販売経理等の一定の要件を満たしている必要があります。



加入  
OK

水田経営所得安定対策  
(品目横断的経営安定対策)

周囲からも認められ熱意を持って営農に取り組む方に  
加入の道がひらかれます！

加入をお考えの方は九州農政局・市町村等に相談してください。(4頁参照)

### 集落営農組織の将来の不安解消

集落営農組織の不安・悩みを解消します。

#### 5年以内の法人化について

『法人化できなかった場合は？』

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定期日までに法人化できなかった場合でも、**目標を延期することができます。**

『受け取った交付金は？』

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還を求められるものではありません。**



#### 主たる従事者の目標農業所得額について

『主たる従事者を特定できない場合は？』

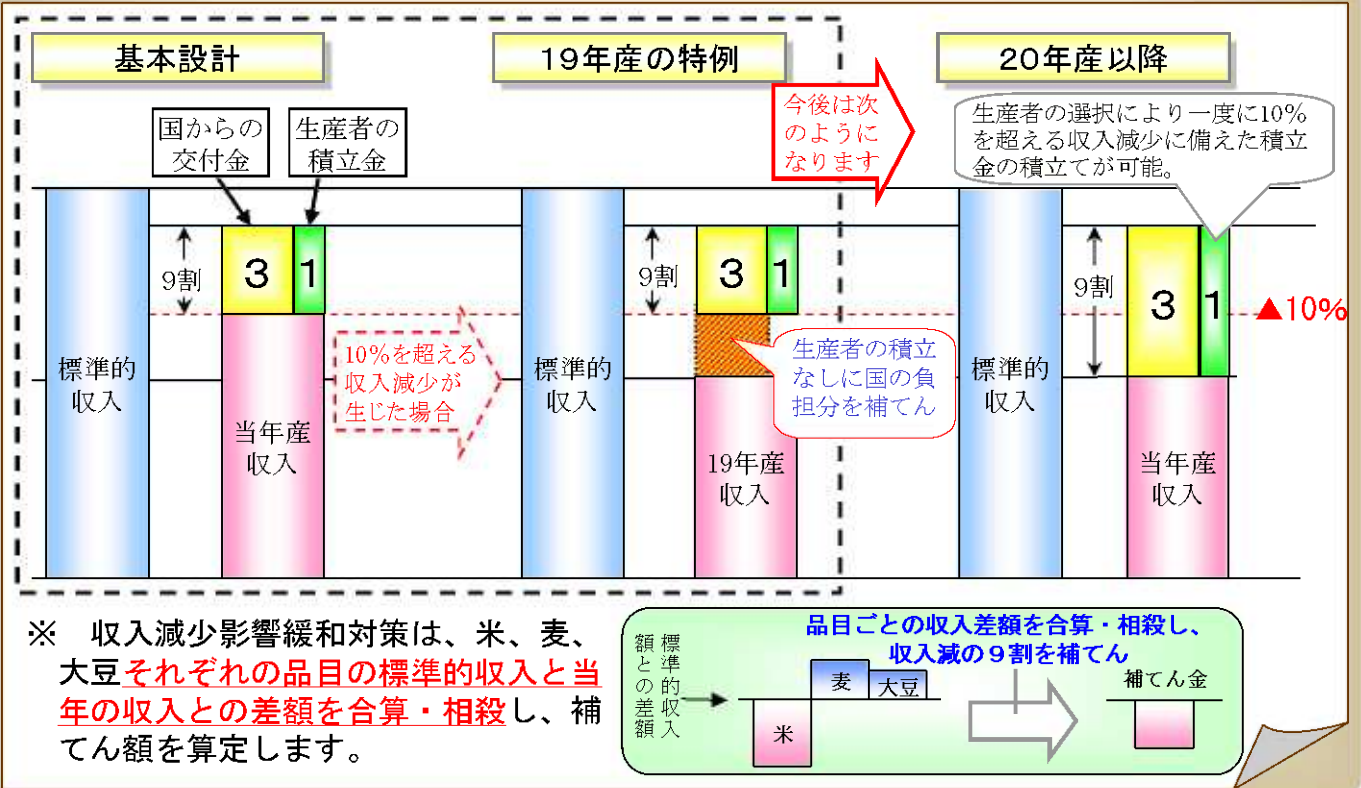
→ 集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数を定めればよく、また、目標農業所得額は市町村の基本構想に定められている額を目標とすることでも足りります。**



# 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の充実

収入減少影響緩和対策は、10%までの収入減少を想定した制度設計となっていました。19年産については、米価下落を受け、**仮に10%を超える収入減少が生じた場合**にも、10%を超える部分については、**生産者の拠出なしに国の負担分の補てん**が行われるよう措置します。

また、20年産以降においては、生産者の選択により、**一度に10%を超える収入減少に備えた積立金の拠出**（ただし、20%の収入減少に備えた額を上限）ができるようになります。



## 名称等の変更

「品目横断」という名称や「ゲタ、ナラシ」等の用語は、以下のとおり**変更**します。

### 【対策名の変更】

「品目横断的経営安定対策」

→ 「**水田経営所得安定対策**」

### 【関係用語の変更】

- ゲタ → 麦・大豆直接支払（※生産条件不利補正対策）
- 緑ゲタ → 固定払（※過去の生産実績に基づく支払）
- 黄ゲタ → 成績払（※毎年の生産量・品質に基づく支払）
- ナラシ → 収入減少補てん（※収入減少影響緩和対策）
- 経理の一元化 → 共同販売経理（※集落営農組織の要件）

## 👉 先進的な小麦産地の振興

北海道や九州北部などの**先進的な小麦産地**において、地域の生産力に見合った収入が確保されるよう、水田経営所得安定対策とは**別途の支援策**を講じます。



小麦主産地緊急支援対策 151 億円 (19補正:98億円、20当初:53億円)

## 👉 交付金支払の一本化、申請手続の簡素化

資金繰りにも配慮して、麦・大豆直接支払の交付金の支払を早めます。申請手続も徹底して簡素化します。

### 事務負担をぐ〜んと軽くします！

#### 交付金の早期支払

→ 交付時期の**前倒し**を行います。また、JAの協力により、必要な地域で交付金の**立替払**が実施されます。これでお金が必要な時期に**まとまった支払**が受けられます。

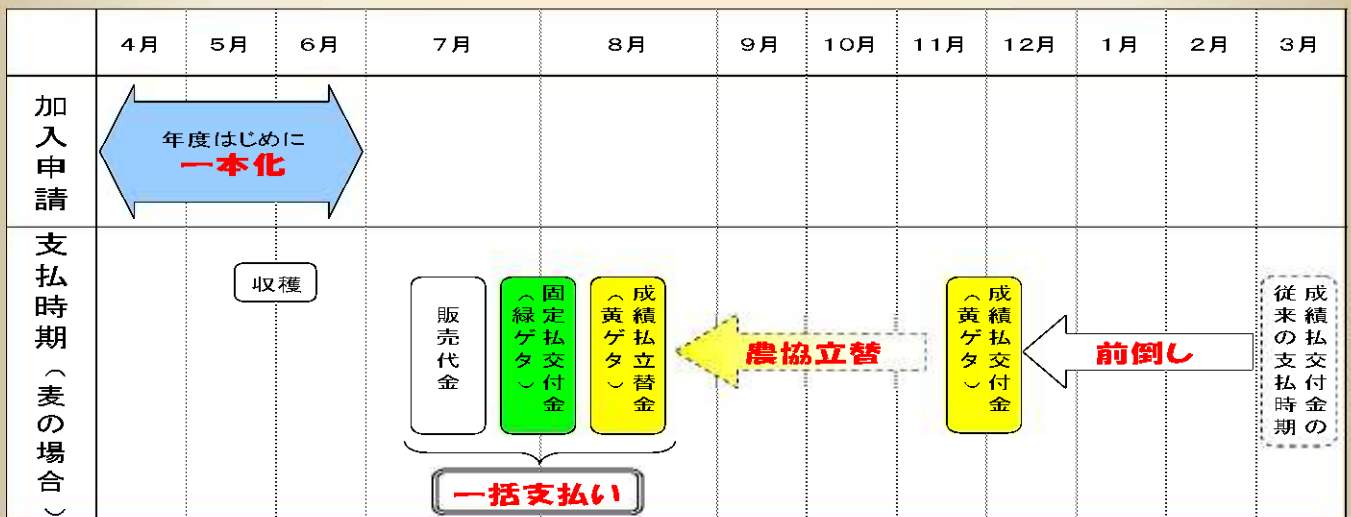
#### 申請手続の簡素化

→ 各種申請書類について、**見やすく記入しやすい様式**に変えます。加入**2年目以降はあらかじめ必要事項を印字**したものをお渡ししますので、加筆修正だけで済みます。  
→ 2年目以降**変更がない添付書類は提出不要**にします。

#### 申請時期の集中化

→ 加入申請については、米・麦・大豆も含めて**一定時期（4月1日から6月30日まで）に集中**して行えるようにします。前年秋に申請していた秋麦も合わせて申請できるようにします。

### <スケジュール>



### お問い合わせ先

水田経営所得安定対策に関するお問い合わせは、九州農政局生産経営流通部担い手育成課に設置している「水田経営相談窓口」（愛称：農政安心ダイヤル）までお気軽にご連絡ください。

電話 096-353-7628、353-7413 FAX 096-324-1439 〒860-8527 熊本市二の丸1番2号